

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年11月5日（令和2年（行情）諮問第587号）

答申日：令和3年11月18日（令和3年度（行情）答申第372号）

事件名：行政文書ファイル「平成25年度 宿舍設置計画等決裁文書」につづ
られている文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる16文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年10月19日付け防官文第16509号及び令和2年3月27日付け同第4937号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、下記の各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（別件の事件における準備書面（1）（平成24年11月22日）8頁。）である。

本件開示決定（原処分1）で電磁的記録を特定していないのは、実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、電磁的記録の特定・明示を求めるものである。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年10月19日付け防官文第16509号により、文書1の起案用紙の1枚目について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和2年3月27日付け防官文第4937号により、文書1の起案用紙の1枚目を除く部分及び文書2ないし文書16について、法5条1号、2号イ、4号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分（原処分1及び原処分2）に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、本件審査請求のうち原処分1に係る審査請求については、審査請求が提起されてから審査会への諮問を行うまでに約1年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のお

りであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ、4号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、人事教育局厚生課宿舍企画室（以下「宿舍企画室」という。）が保有する行政文書ファイルにつづられている行政文書であり、紙媒体で管理されているものである。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、「当該行政機関が保有しているもの」（「準備書面（1）」（平成24年11月22日）8頁。）である。」、「本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。」などとして、本件対象文書の電磁的記録の特定・明示を求めるが、上記3のとおり、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分取消しを求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ、4号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」として、不開示決定処分の対象部分の特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は、不開示箇所を適正に特定の上、開示決定通知書に具体的に記載している。
- (4) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。」として、文書の特定に漏れがないか確認するよう求めるが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していないことから原処分を行ったものであり、本件審査請求を受けて改めて確認したが、その存在は確認できなかった。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 令和3年10月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を開示する各決定（原処分1及び原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分（原処分1及び原処分2）を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成25年度 宿舍設置計画等決裁文書」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2013年度，大分類：宿舍，中分類：宿舍管理，名称（小分類）：平成25年度 宿舍設置計画等決裁文書）である。原処分1及び原処分2を行った経緯は、理由説明書（上記第3を指す。以下同じ。）の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、理由説明書の3及び4（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ 当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書16（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（１）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（１）アの説明に符合することが認められ、上記（１）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記第3の4（４）及び上記（１）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（１）別表の番号1に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに特定法人の担当者個人の印影が記載されていると認められる。

ア 標記不開示部分のうち、防衛省・自衛隊及び関係省庁の起案者、決裁者及び担当者の氏名を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを開示すると、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を開示すると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ 標記不開示部分のうち、特定法人の担当者個人の印影（文書11の6枚目）については、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として意味を有しているというべきであり、当該部分に係る氏名が明らかにされているからといって、当該印影を公表する慣行があるとは認められず、同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情もうかがえない。さらに、当該部分は、個人識別部分に該当し、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分には、防衛省及び関係省庁の職員の内線番号、直通電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

これを検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分には、防衛省の宿舎に係る開示請求の検討等に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該不開示部分の不開示理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

防衛省の宿舎に係る開示請求の検討等に関する情報については、これらを開示すると、特定の開示請求に対する防衛省の対応方針等が明らかとなり、今後の関係部署間の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、今後の開示請求に対する防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、防衛省の宿舎に係る開示請求の検討等に関する情報が公にされた場合、特定の開示請求に対する防衛省の対応方針等が明らかとなり、今後の関係部署間の率直な意見の交換又は意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする旨の上記諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分と同旨、又は当該部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該不開示部分を公にしたとしても、関係部署間の率直な意見の交換、又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、公務員宿舎の所在等に関する情報が記載されているとは認められない。さらに、防衛省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は、法5条4号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

- (4) 別表の番号4に掲げる不開示部分には、公務員宿舎の名称及び所在に関する情報並びに棟番号等が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これらを公にすることにより、テロ等による当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害や特定の構造物への不法な侵入・破壊行為といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (5) 別表の番号5に掲げる不開示部分には、特定法人の印影が記載されていると認められる。

当該法人の印影は、特定法人名を表象したものであると認められるところ、当該法人の印影は、これが押された書類等の記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、当該法人において、これを公にしていることをうかがわせる事情もない。

そうすると、これが公にされた場合には印影が偽造され悪用されることも考えられるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると認められることから、当該各部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定

し、その一部を法5条1号、2号イ、4号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条4号、5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿	新管理簿
作成・取得年度等	2013年度
府省名	防衛省本省
大分類	宿舎
中分類	宿舎管理
名称(小分類)	平成25年度 宿舎設置計画等決裁文書

2 (本件対象文書)

- 文書1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う国有財産関係通達の改正について(通知)(防人厚第5049号。25.4.8)
- 文書2 情報公開開示請求に対する開示決定等について(回答)(25.4.22付)
- 文書3 平成25年度住宅事情調査票の提出について(依頼)(25.5.15付)
- 文書4 情報公開開示請求に対する開示決定等について(回答)(25.6.27付)
- 文書5 平成25年度宿舎設置計画について(通知)(防人厚第9431号。25.7.5)
- 文書6 省庁別宿舎の現況は握について(通知)(防人厚第10058号。25.7.23)
- 文書7 水道統計調査について(回答)(25.8.9付)
- 文書8 情報公開開示請求に対する開示決定等について(回答)(25.8.26付)
- 文書9 国家公務員宿舎法上の協議等に係る確認について(回答)(25.9.30付)
- 文書10 無料宿舎の運用について(通知)(防人厚第1744号。26.2.19)
- 文書11 「特別借受宿舎等増減見込」の作成について(回答)(26.1.31付)
- 文書12 特別借受宿舎の買取りについて(協議)(防人厚第950~958号。26.1.31)
- 文書13 「国家公務員等の有料宿舎の使用料の算定について」通達の一部改正について(通知)(防人厚第3521号。26.3.18)

文書 1 4 「無料宿舎の取扱いについて」通達の一部改正について（通知）（防人厚第 3 7 8 7 号。2 6 . 3 . 2 4）

文書 1 5 平成 2 6 年度宿舎設置計画掲上要求書について（防人厚第 1 6 1 9 号。2 6 . 2 . 1 8）

文書 1 6 意見書の提出について（2 5 福議調第 1 0 3 8 号。2 5 . 1 2 . 1 9）

3（開示すべき部分）

（1）文書 2 の 1 2 枚目の標題及び上部の年月日下の各不開示部分全て

（2）文書 2 の 1 2 枚目の「2」の記載内容部分のうち，表中の上から 2 欄目・左から 4 欄目の 2 行目 1 文字目ないし 8 行目末尾を除く不開示部分全て

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）及び 2 枚目の欄外記述の一部	個人に関する情報であり、これを公にした場合、特定の個人を識別でき、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3	2 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）及び 2 枚目の欄外記述の一部	
	文書 5	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 6	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 7	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
		6 枚目の一部（メールアドレス、内線番号及び F A X 番号を除く。）	
		7 枚目の一部（メールアドレスを除く。）	
	文書 8	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部（内線番号を除く。）及び 2 枚目の欄外記述の一部	
	文書 9	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 0	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 1	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先を除く。）	
文書 1 2	1 枚目の一部（連絡先を除く。）		
文書 1 3	2 枚目の一部（連絡先を除く。）		

		く。)	
	文書 1 4	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部（連絡先を除く。）	
	文書 1 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部（1 枚目の連絡先を除く。）	
2	文書 2	1 枚目ないし 3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ内線番号	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
	文書 3	2 枚目の連絡先	
	文書 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 5	1 枚目の連絡先	
	文書 6	1 枚目の連絡先	
	文書 7	1 枚目の連絡先	
		4 枚目の電話番号及び F A X 番号のそれぞれ一部並びにメールアドレス	
		6 枚目のメールアドレス、内線番号及び F A X 番号	
	7 枚目のメールアドレス		
	文書 8	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ内線番号	
	文書 9	1 枚目の連絡先	
	文書 1 0	1 枚目の連絡先	
	文書 1 1	1 枚目の連絡先	
	文書 1 2	1 枚目の連絡先	
	文書 1 3	2 枚目の連絡先	
文書 1 4	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ連絡先		
文書 1 5	1 枚目の連絡先		
3	文書 2	1 2 枚目の一部	<p>公務員宿舎の所在等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舎に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舎への不法な侵入や破壊行為</p>

			<p>といった犯罪行為を招くおそれがあるとともに、検討に関する情報であり、これを公にすることにより、検討内容が推測され、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、更に国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
4	文書4	8枚目ないし10枚目のそれぞれ一部	<p>公務員宿舍の所在等に関する情報であり、これを公にすることにより、当該宿舍に居住する自衛隊員の身体や財産等への不法な侵害、当該宿舍への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。</p>
	文書8	13枚目及び14枚目のそれぞれ一部	
	文書9	4枚目ないし15枚目及び21枚目ないし34枚目のそれぞれ一部	
	文書12	3枚目、5枚目、7枚目ないし12枚目、40枚目、42枚目、44枚目及び46枚目ないし51枚目のそれぞれ一部	
	文書15	7枚目ないし13枚目、18枚目、55枚目ないし62枚目、65枚目、67枚目、68枚目、71枚目ないし77枚目及び81枚目のそれぞれ一部	
5	文書12	52枚目ないし59枚目のそれぞれ文書の発簡者の印	<p>法人等に関する情報であり、公にすることによ</p>

		影	り，法人その他の団体の権利及び正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イに該当するため不開示とした。
--	--	---	---